

小田原市 土砂災害ハザードマップ



小田原市

災害時の情報入手方法

市では防災行政無線を始め、複数の手段を用いて、市民の皆様へ情報発信を行っています。災害時は「自分の身は自分で守る」ことが大切です。市民の皆様も、複数の手段を活用し、情報を入力していただけますようお願いいたします。

● テレホンサービス 防災行政無線の放送内容を電話で確認できます。 0120-244-400 (フリーダイヤル) ※携帯電話からもご利用できます。 ※一部のIP電話はご利用いただけません。	● 防災行政無線 屋外スピーカーを通じて緊急情報等をお知らせします。 	● 防災メール あらかじめ登録をした携帯電話へ、防災行政無線の放送内容を配信します。登録は次の二次元バーコード又はアドレスから行ってください。(一部の機種はご利用できません) http://www.city.odawara.kanagawa.jp/mailmagazine/
● 全国瞬時警報システム J-ALERT 市では、国が発信する緊急地震速報などの緊急情報を、防災行政無線を使って自動で放送する、全国瞬時警報システムJ-ALERT(ジェイ・アラート)を運用しています。放送される緊急情報にご注意ください。放送内容は、市ホームページで確認できます。	● FMおだわら 災害情報や防災行政無線の放送内容等をFMおだわらでお知らせします。 FMおだわら 78.7MHz	● 市ホームページ 災害情報や防災行政無線の放送内容等を随時更新します。 PC http://www.city.odawara.kanagawa.jp/ 携帯 http://www.city.odawara.kanagawa.jp/mobile/
● テレビ放送 ケーブルテレビ(J:COM)・テレビ神奈川のデータ放送で地域の災害情報が流れます。 	● 緊急速報メールなど 避難勧告の発令など緊急度の高い情報を、市内に存在する携帯電話(ドコモ、au、ソフトバンクの対応機種のみ)に一斉送信します。 	● J:COM「防災情報サービス」 室内に受信機を設置することで、防災行政無線の放送がはっきりと聞き取れます。ご希望の方は、J:COMの「防災情報サービス(有料)」への申し込み、受信機の設置が必要です。 <申し込み・問い合わせ先> J:COMカスタマーセンター 0120-914-000
● 広報車 緊急時は、広報車で市内を巡回放送します。 		

小田原市防災部防災対策課(小田原市荻窪300番地)
 電話(0465)33-1855 FAX(0465)33-1858
 平成29年9月発行

避難行動マニュアル

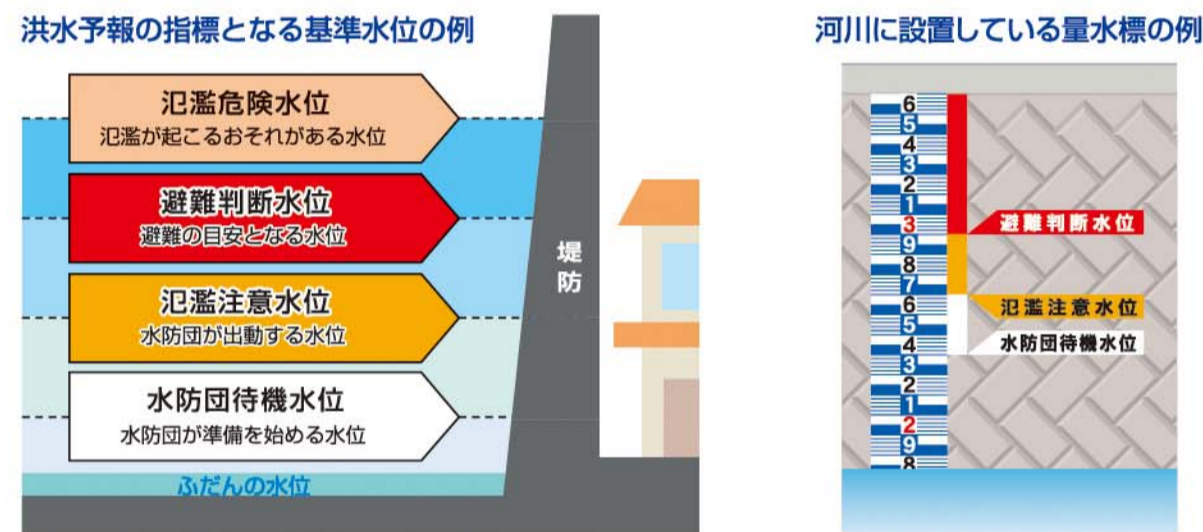
情報の種類 梅雨どきや台風の際には、気象情報や災害情報に注意しましょう。	早期避難所開設情報 台風などにより避難が必要となる場合、予想される場合に、風雨が強まる前に早期避難のための避難所が開設されます。夜間に風雨が強まる場合が予測される場合は、夕刻に開設されます。	避難準備・高齢者等避難開始 ①土砂災害が発生するおそれがあることを見込まれる場合。 ②河川水位が「 避難判断水位 」に達し、さらに水位が上昇するおそれがある場合。	避難勧告 ①土砂災害が発生するおそれがある場合。 ②河川水位が「 氾濫危険水位 」に達し、さらに水位が上昇するおそれがある場合。	避難指示(緊急) ①記録的短時間大雨情報または大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合。 ②河川水位が「 堤防天端水位 」に達し、氾濫または土砂災害が発生した場合。
みなさんの対応 落ち着いて、助け合って行動しましょう。	●避難の対象となる地域の人は、避難の準備を始めましょう。 ●避難が困難な方や不安な方は自主的に避難しましょう。	●要配慮者の方は、立ち退き避難を始めましょう。	●避難の対象となる地域の人は、避難を始めましょう。	●避難の対象となる地域の人は、避難を完了させましょう。
とるべき行動 避難のまえに	●洪水予報等の情報を収集しましょう。 ●保護者等へ事前連絡をしましょう。	●食料、飲料水、衣類、懐中電灯、ラジオなどのほか、必要なものまとめた非常持出品を手元に準備しましょう。	●非常持出品を持って避難しましょう。 ●避難行動が困難になる前に早めに避難を開始しましょう。 ●避難所へ避難する場合は、河川のそばや崖の近くなど危険な場所は通らないようにしましょう。	

とるべき行動 避難開始	●浸水等のおそれのある地域の風水害等避難所(小学校など)を開設します。 ●各河川の浸水想定区域のうち浸水深が50cmを越える想定される地域、土砂災害警戒区域等を対象としています。	●危険が迫っています。直ちに安全な場所への避難を完了させてください。 ●避難経路の浸水や風雨が強まり避難が困難な人は、無理をせず、建物の斜面と反対側の2階以上の安全な場所に避難してください。
------------------------------	--	--

基準水位について

堤防天端水位	●市町村長が避難指示(緊急)を発令する目安。
氾濫危険水位	●洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫のおそれのある水位。 ●市町村長が避難勧告を発令する目安。
避難判断水位	●住民に対し氾濫発生危険性についての注意喚起を開始する水位。 ●市町村長が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安。
氾濫注意水位	●出水時に災害が起こるおそれがある水位。

とるべき行動 危険が迫った時	●危険が迫っています。直ちに安全な場所への避難を完了させてください。 ●避難経路の浸水や風雨が強まり避難が困難な人は、無理をせず、建物の斜面と反対側の2階以上の安全な場所に避難してください。
---------------------------------	--



避難をする時は

■ 長雨や豪雨に注意して正確な情報収集を ■ 天気予報や気象情報に気をつけて 集中豪雨や台風など、大雨が降っている場合には、テレビやインターネットなどの天気予報や気象情報に注意しましょう。	■ いつでも避難できる準備を 非常用持ち出し品を確認し、いつでも避難できる準備をしておきましょう。特に、お年寄りや障がいがある方など、避難に手助けが必要な方は、より早い避難の判断をすることで、被害を未然に防ぐことができます。		
■ 安全な避難経路を確認 	■ 避難は 集団・徒歩で 	■ 隣近所に 声をかけて 	■ 安全が確認できるまで家に戻らない

■ 土石流の危険性が高まったら ■ 避難勧告や避難指示(緊急)が発令された場合は迅速に避難 災害による人的被害の危険性が高まった場合は、市は避難勧告や避難指示(緊急)を発令します。避難が必要となった地域の皆様は、迅速で的確な避難行動をとってください。また、避難が円滑に行われるよう、隣近所への声かけなど協力しましょう。	
■ 避難時は安全な服装・履物で 裸足ではケガをする恐れがあります。また、長靴は中に水が入ると歩行することが難しくなりますので、ひもで締められる運動靴を着用しましょう。強風であおられ転倒する可能性もありますので、傘はささずカッパを着用しましょう。	
■ 浸水した中での歩行は危険 避難途中で浸水箇所を通過する場合は、長い棒を杖代わりにして、ふたが外れたマンホールや側溝に注意しながら歩きましょう。また、大人が歩くことができる浸水深の目安は50cmです。これより深い場合や、浸水深が浅くても流れが速い場合は非常に危険です。	

■ 要配慮者のために 高齢者、障がい者、傷病者や乳幼児の方々は、災害発生時に自らを守るための迅速・的確な行動がとりにくいことから「要配慮者」といいます。これらの方々を災害から守るため、地域で協力して手助けをしましょう。また、避難をする際に支援が必要な方も、地域へ積極的に働きかけることが大切です。近所の方といざという時の避難場所や救助方法について相談しておきましょう。
--

■ 高齢者・寝たきりの方のために ●緊急の時は、おぶって安全な場所まで避難する。 ●複数の介助者で対応する。 ●不安を取り除くように声をかける。		■ 車いすをご利用の方のために ●階段では、2人以上の協力が必要で、上りは前向き、下りは後ろ向きにして移動する。 ●介助者が1人の場合、ひもなどを用意し、おぶって避難する。	
■ 目の不自由な方のために ●緊急の時は、声をかけ、情報を伝える。 ●誘導する場合には、杖を持った方の手に触れず、ひじのあたりを軽く持ってもらい、半歩前をゆっくり歩く。		■ 耳が不自由な方のために ●話す時は、口の開け方をハッキリと、相手にわかりやすいようにする。 ●手話、筆談、身振りなどの方法で正確な情報を伝える。	

■ 避難場所での3つのマナー 避難場所には、自宅と違って多くの皆様が集まります。勝手な行動をしたり、まわり迷惑をかけるようなことはやめましょう。それぞれが不安なときを過ごす場所ですので、お互いに協力して過ごしましょう。		
ゆずりあい 避難場所には限られたスペースしかありません。ケガをしている方や体の不自由な方、また病気の方など避難場所には集まります。健康で元気な方々が先頭になって、みんなが快適に過ごせるようにたすけ合いましょう。	たすけあい ケガをしている方や体の不自由な方、また病気の方など避難場所には集まります。健康で元気な方々が先頭になって、みんなが快適に過ごせるようにたすけ合いましょう。	おもいやり 大きな声を出したり、走り回ったりすると、まわりの方々の迷惑になります。お互いにおもいやる気持ちをもって、避難場所では過ごしましょう。

土砂災害ハザードマップとは?

土砂災害ハザードマップの目的は? 「土砂災害ハザードマップ」は、集中豪雨や台風に伴う豪雨などにより、土石流やがけ崩れが発生した場合に被害を受けるおそれのある区域を土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域として示し、土石流等が予想される場合や発生した場合に、市民の皆様が避難などの適切な行動を取っていただくために作成したものです。 ハザードマップには、風水害時避難所の位置や土石流に対する備えなどについてまとめているので、日ごろからご家族や地域の方と話し合っておいていただき、土砂災害、風水害による被害の軽減にお役にください。
土砂災害とは? 土砂災害とは、土石流、がけ崩れ、地すべりのことをいい、勾配の急な山やがけ、渓流のある地域に発生します。土砂災害のほとんどは、長雨や地震に起因し突然発生します。特に長雨や大雨の場合は、大量の水が地中にしみ込み、その量が多いほど斜面の土が弱くなり、災害の発生する可能性が高くなります。このため、災害が発生するおそれのある区域を予め把握し、大雨などの際には気象情報の収集を行い、身の危険を感じたら早めの避難を心がけてください。

■ 土砂災害防止法について 土砂災害防止法(正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」)は、土砂災害(がけ崩れや土石流など)から国民の生命・身体を守るための法律です。土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな影響を与えています。そのため、土砂災害が発生するおそれのある地域を明らかにし、危険の周知、避難体制の整備、住宅などの建築制限などを推進しています。
--

■ 土石流 スピードは秒速10mにも 土石流は長雨や集中豪雨によって増水した川の水が、山腹や川底の石・土砂などを巻き込みながら、一気に下流へ押し流される現象です。土石流の速さは、秒速にして10m、時速にして20kmから40kmに達することもあり、一瞬にして生命や財産をのみ込んでしまいます。そのうえ、巨石や流木を一緒に巻き込んでくるので、壊滅的な被害を与えるという特徴があります。土石流は一気に流出してくるため、姿が見えてから避難するのはとても困難です。前兆現象を確認したら、速やかに避難することが重要です。谷底から離れ、土石流にのみ込まれないよう流れと直角の方向へ避難しましょう。

◆ 土石流 山や川の石や土砂が、大雨などにより水と一緒に激しく流れ下る現象です。	◆ がけ崩れ 雨や雪どけ水、地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる現象です。	◆ 地すべり 雨や雪どけ水が地下にしみこみ、断続的に斜面が滑り出す現象です。
◆ 土砂災害警戒区域(イエローゾーン) 土石流の発生のおそれがある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域で、土石流等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危険が生ずるおそれがある土地の区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。		
◆ 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン) 土石流等が発生した場合に、建築物に損傷が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制等が行われます。		

■ 前兆現象 集中豪雨や長雨のときに、谷や川の付近で次のような現象が見られた場合、土石流発生の危険がある合図です。すみやかに、市へご連絡ください。	
●山鳴りや地鳴りを感じる。上流で、斜面が崩れ落ちたり、土石流が巨大な岩石などを押し流しているとき、それらの音や振動が伝わってくる。	
●川の水が急に濁ったり、流木が混ざったりする。上流で山が崩れ、土砂や流木が土石流となって押し流されてくる場合がある。	
●流れ込んだ土砂が原因で、腐った土のおいをともなう場合がある。	
●雨が降り続けているのに川の水位が下がる。これは、山がくずれ、谷をふさぎ、谷の水がせき止められる(河道を閉塞)ことがある。せき止められた土砂が水の方に負けたとき、土石流となつて一気に流れ出す。そのため一時的に川の水位が下がる。	

■ 災害用伝言ダイヤル「171」 災害用伝言ダイヤル「171」とは、地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。	伝言の録音方法 171にダイヤルする ▼ガイダンスが流れます 1を押す ▼ガイダンスが流れます (×)(×)(×)(×)(×)(×)(×)(×)	伝言の再生方法 171にダイヤルする ▼ガイダンスが流れます 2を押す ▼ガイダンスが流れます (×)(×)(×)(×)(×)(×)(×)(×)
*録音された伝言は被災地の方の電話番号を知っているすべての方へ聞くことができます。 *提供開始や録音件数等、提供条件についてはNTTで決定し、テレビ・ラジオ等でお知らせします。	被災地内の方も、被災地以外の方も被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。	毎月1日及び15日00:00~24:00 被災週(8月30日00:00~9月5日17:00) 毎月3日(1月1日00:00~1月3日24:00)・防災ボランティア週(1月15日9:00~1月21日17:00)

NTT東日本 災害用伝言ダイヤル <http://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice/171/>
 災害用伝言ダイヤル「171」録音利用提供